祭梅

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除(猶予) される制度があります。免除(猶予)には申請が必要で、所得審査があります。

■免除・猶予制度

▷保険料免除

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額 以下の場合…保険料の全額または一部(1/4、1/2、 3/4)を免除

▷若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所 得が一定額以下の場合…保険料の納付を猶予

※学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

■申請の手続き

7月1日(水)から、市民課保険年金係または多治見 年金事務所で、平成27年度分(平成27年7月~平成 28年6月)を受け付けます。

※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

■申請に必要な物

▷年金手帳 ▷印鑑 ▷身分証明書(運転免許証など) ▷退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・ 「受給資格者証」など

保険料の追納

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間 は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めるこ とができます。

国民年金保険料には特例免除があります。失業、 事業の廃止、天災などに遭った方はご相談くださ

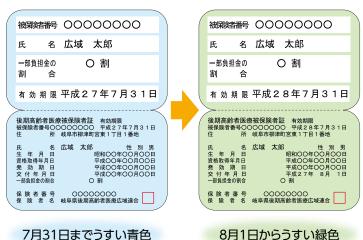
間 市民課保険年金係(内線137) または多治見年金事務所(☎220255)

後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料額決定のお知らせ

■保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、 市内に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳~74歳で 一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に 交付されます。

現在の保険証の有効期限は7月31日です。7月中に新しい保 険証を送付しますので、8月1日からご使用ください。新しい 保険証は、うすい緑色に変わります。



7月31日までうすい青色

■平成27年度の保険料額を決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度 の被保険者になった方には、7月中旬に「後 期高齢者医療保険料額決定通知書しを送付し ます。

▷保険料の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得の合計 額や個人の所得が基準以下の方、または、被 用者保険(協会けんぽや健康保険組合、共済 組合など)の被扶養者だった方などに対して 軽減します。詳しくは、保険料額決定通知書 でご確認ください。

▷保険料の納付が難しいとき

失業や災害などで保険料の支払いが困難な 場合は、早めにご相談ください。



問 市民課保険年金係(内線135)